

令和7年度 第4回 滋賀地方最低賃金審議会資料目次

令和7年8月26日

資料No. 1	滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て (滋賀県労働組合総連合)	…… P 1
資料No. 2	2025年度滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申出 (滋賀県医療労働組合連合会)	…… P 3
資料No. 3	滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議の申し出 (滋賀県自治体労働組合総連合)	…… P 5
資料No. 4	2025年度滋賀県最低賃金の改定決定について(答申)への 異議申し立て (コープしが労働組合)	…… P 7
資料No. 5	最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)(写)	…… P 9
資料No. 6	検討小委員会報告(写)	…… P11

2025 年 8 月 25 日

滋賀労働局長 多和田治彦 様

滋賀県労働組合総連合

議 長 衛藤 浩司

住所 〒520-0051 滋賀県大津市梅林 1 丁目 3-30

電話 077-521-2536

滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て

滋賀地方最低賃金審議会は、8月8日、今年度の滋賀県最低賃金の改定について、現行の1,017円を63円引き上げて1,080円にすると答申しました。滋賀地方最低賃金額を63円引き上げ、1,080円とするとした答申は生活するに届かない低額にとどまっており、大変不服です。県民が不安なくあたりまえに暮らせる水準について再審議すべきです。あまりに低い水準であることから、私は最低賃金法12条の規定に基づき、以下の理由を添えて異議を申し立てます。

1. はじめに

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている審議委員と労働局長をはじめ事務局の皆様には敬意を表します。

物価高騰や経済状況・地域事情など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であろうとは思いますが、

昨年に続き答申文に入れられた4点の要望については、この間私たちが求めていたことと大筋で一致します。ぜひ国はこの内容を受け止め最大限努力してください。

2. あまりに低すぎる水準

しかしながら、この最低賃金額は、労働者、県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準には届いていません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額187,704円(1,080円×173.8時間)年額で2,252,448円です。月150時間では月額162,000円、年額1,944,000円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」や「…労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする(最賃法1条)」と定める理念には届いておらず、生きることが脅かされる水準です。8時間労働を守れないことはもとより、ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされ、働いても、働いてもなお生活が苦しい状況です。暮らしの選択肢を狭めざるを得ない水準と言えます。

特に、異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさは年々より大きくなっています。



3. 審議の公開を

審議会事務局の労働局と審議会は結論を導いた議論過程を全面公開すべきです。しかし、内容はごく一部にとどまっており、はなはだ不十分です。審議会を傍聴していますが、参加する委員の方々の意見はそこでほとんど話されていません。公的な会議ですから一般の県民にもわかるような運営をしたほうが良いはずです。例えば、冒頭でこれまでの経過を説明し、双方の主張を説明するなど、それぞれが代表としての役割を果たしているかどうか、一般の県民が評価できるようにしたほうがいいのではないのでしょうか。会議を公開対象にするのは民主的な運営をしていることのアピールになります。部分的な公開や一部しか公開しないことになるとかえって疑いが出ます。

私たち労働組合や弁護士会の意見が審議会に出されており、それらに何らかの形で理解が得られるよう答えるべきですが、審議会からはその努力が見えません。委員一人ひとりから結論へたどり着いた理由を聞きたいと強く願います。少なくとも議事要旨にどの委員がどのように発言したかを記載すべきです。労働者委員・使用者委員はそれぞれ組織を代表した上で、労働局に選ばれ審議に参加されていると考えます。賛否とその理由、重視した根拠、今後の展望を表明されて当然だと考えます。しかし、労働局は採決の場面についてすら報道に撮影するなと制限しています。一体、だれの利益を守っているのか疑問でなりません。守るのであれば最賃近傍で働かざるを得ない労働者の利益を最優先で守ってください。すべての県民、とりわけ最賃近傍で働く労働者が知り得て当然の情報です。言うまでもなく最低賃金額の決定は、労働者の生活や事業運営について大きく影響するものです。結論に至る肝心の審議を公開せず“密室”で決められては、理解のしようがありません。これは私たちが望む大幅引き上げが実現するときでも当然同様です。審議の一層の公開を強く求めますし、密室審議の結果は受け入れがたいと言わざるを得ません。

4. 審議を尽くすべき

例年とは違い、議論が今も継続している各府県が多くあります。滋賀でも専門部会や本審を延長して議論すべきではなかったのでしょうか。また、議事録が出ていませんので、当組合からの傍聴者が見た限りですが、採決では労働者委員全員と使用者委員 1 人が反対に挙手していました。これでは審議会の議論が機能しているとは言えません。審議を引き続き継続するべきです。

5. 終わりに

以上のことから滋賀地方最低賃金額を 63 円引き上げ、1,080 円とするとした答申については生活するに届かない低額にとどまったことについて大変不服です。また、審議の公開の不十分さについても問題があると考えます。県民が不安なくあたりまえに暮らせる水準について改めて検討し、展望を示すべきです。せめて次年度につながるよう目安より 1 円から 9 円の積み増しをすすめた 19 道県の県（8/20 現在、日経新聞による）に続く判断をすべきだと申しあげ、再審議を強く求めます。

以上

2025年8月22日

滋賀労働局長
多和田 治彦様

滋賀県医療労働組合連合会
執行委員長 浜田美子
住所 大津市長等1
電話番号 077-525-6134

2025年度滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月8日、滋賀地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を63円引き上げ、1080円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、コロナ禍による患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善はすすまず、一時金の引き下げ回答も増えました。その中においても、私たちは国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、24年の診療報酬と介護報酬改定に24年2.5%、25年2.0%の賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、24春闘、25春闘では他産業が軒並み5ケタの賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをする必要不可欠であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の滋賀県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給1700円以上が必要でとなっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらず、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8～9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額1700円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。



2025年8月22日

滋賀労働局長 多和田治彦 様

滋賀県自治体労働組合総連合
執行委員長 江口 辰之
滋賀県大津市梅林 1 丁目 3-30
電話 077-527-5511

滋賀県最低賃金の改定決定に対する異議の申し出

滋賀地方最低賃金審議会は8月8日、今年度の滋賀県最低賃金について、現行の 1,017 円から 63 円引き上げ 1,080 円にするように答申しました。

私たちは、8 月 5 日の第 2 回審議会以降は滋賀県労連に結集し、6～8 日の連日開催された専門部会にも傍聴参加しました。8 日に行われた結審においても労働者委員の 5 人全員が反対する中で出された異例の答申でした。

つきましては、最低賃金法第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、異議を申し出ます。

1. 「時間額 1,080 円」は物価動向や労働者の生活実感からかけ離れ、あまりにも低すぎる

こと。
帝国データバンク等の情報によると、8 月の飲食料品値上げは合計 1010 品目にも及び、奇しくも最低賃金が改定を迎える 10 月の食品値上げ予定品目数は、本年 4 月以来となる 3 千品目を超えることが見込まれ、2025 年内では 4 月（4225 品目）に次ぐ値上げラッシュとなる見通しです。

8 月 5 日の第 2 回審議会で各労働組合が意見陳述した労働者の生活実感や、労働者委員側が一貫して主張してきた「政府目標を見据えた改定の必要性」に照らしても、今回の引き上げ額 63 円は低額であり、「時間額 1,080 円」は物価動向や労働者の生活実感からかけ離れ、あまりにも低水準です。

2. 労働者委員 5 人全員が反対したことを踏まえ、審議を延長・継続すること。

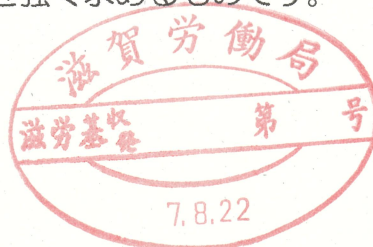
8 日に行われた結審では、労働者委員 5 人全員が反対をする異例の展開となりました。

このような状況は労働条件の改善や労働者の生活の安定等を目的とする最低賃金法の目的に反し、最低賃金審議会の役割と責任を十分に果たしているとは言い難いものです。

実際に全国では審議が延長・継続されている都道府県も少なくなく、その結果、中には改定が 11 月にずれ込むところも出てくるのではと私たちは考えています。

滋賀県においても、10 月 5 日の施行日にこだわらず、労働者の声に真摯に耳を傾け、一層のご尽力をいただくことを大いに期待し、再審議を強く求めるものです。

以上



2025 年 8 月 25 日

滋賀労働局

局長 多和田 治彦 様

コープしが労働組合
執行委員長 山田 博也**2025 年度滋賀県最低賃金の改定決定について（答申）への異議申し立て**

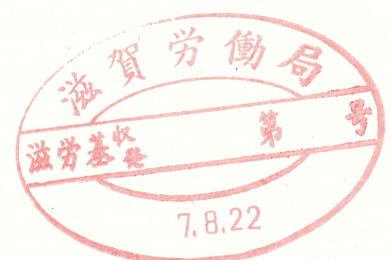
2025 年 8 月 8 日、滋賀地方最低賃金審議会にて 63 円引き上げの 1,080 円という答申が示されました。私たちコープしが労働組合は、情勢を踏まえ異議申し立てを行うものです。

1. 最低賃金の大幅な引き上げ広がる地域間格差の是正を

私たち労働者は、働く事で賃金を得ることでは生計を立てていくことができません。「8 時間働けば人間らしく暮らせる賃金」が、私たちにとっての「生計費」です。

審議会では、滋賀県の 2025 年度の最低賃金額は、中央最低賃金審議会の答申どおりのプラス 63 円の 1,080 円で、政府目標の「2020 年代に全国加重平均 1,500 円」に間に合わない金額と言わざるを得ません。全労連の最低生計費試算調査では、全国どこでも月額 24～26 万円が必要という結果が出ていて、時給 1,600～1,700 円が必要です。滋賀県の最低賃金額は全国加重平均額をも下回るばかりではなく、「生計費原則」から照らしても、とても人間らしく生活できる額ではありません。しかも、最高額（東京 1,226 円）と滋賀県（1,080 円）との差も 146 円もの格差があります。生計費に地域間格差がない中で、地域によって最低賃金に違いがある事は、労働力が地方からの流出につながり、地方経済を疲弊するだけです。また「物価など、経済状況に地域差があるから」という事が理由にされますが、医療や介護などの公定価格や、食品などの生活必需品についても、今はスーパーやコンビニ、ネットで購入する時代で地域間はほとんどありません。その意味で、中央最賃の目安どおりの答申は地域間格差を容認するもので、納得できるものではありません。

地方最低賃金審議会では、地域間格差を解消、全国一律制にし、最低賃金は働けば普通に暮らせる水準に引き上げるべきです。生計費の指標は、愛知県最低賃金審議会のように、私たち全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」も議論の指標に入れて議論すべきです。特に、全ての労働者委員が中央最賃審議会の目安どおりとする答申に反対する中で、公益委員が果たしている役割は、地方最低賃金審議会の役割を放棄するもので、問題だと指摘せざるを得ません。



2. 最低賃金の大幅な引き上げには中小企業への公的な支援が欠かせない

本答申で労働局長へ要望された中小企業支援策の強化は、企業物価数が大幅に引き上がるなかで緊急を要するものだと考えます。最低賃金の大幅な引き上げには、中小零細企業への配慮（直接的な財政支援）（税や社会保障負担の軽減）（大企業との適正取引の実現支援）などが不可欠です。

貴最低賃金審議会は、抜本的な中小企業支援策などを国や県に強く提言するべきだと考えます。

3. 透明性がある地方審議会の構築を

滋賀地方最低賃金審議会の労働者委員は特定のローカルセンターに偏った選出が行われています。私達、コープしが労働組合が加盟する滋賀県労連は一貫して排除され、この物価高騰のもとで生活実態におかれているエッセンシャルワーカーや非正規労働者も選出されていません。また、一部の審議が非公表のため公労使がどのような審議を経て答申を出されたのか全く分かりません。また、専門部会の大半は非公開となっており、審議は極めて不透明な状況にあります。貴審議会は、公正かつ広範な労働者から選出するとともに、審議の経緯を広く県民に公開するよう強く求めるものです。

以上



滋労発基 0826 第 4 号
令和 7 年 8 月 26 日

滋賀地方最低賃金審議会

会長 木下 康代 殿

滋賀労働局長

多和田 治彦

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、滋賀県労働組合総連合、滋賀県医療労働組合連合会、滋賀県自治体労働組合総連合、コープ滋賀労働組合から最低賃金法第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。



令和 7 年 8 月 19 日

滋賀地方最低賃金審議会

会長 木下 康代 殿

滋賀地方最低賃金審議会

特別検討小委員会

委員長 木下 康代

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、
繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 7 年 8 月 8 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

片山 聡

木下 康代

松田 有加

労働者代表委員

相澤 三千代

榎並 典朗

大西 省三

使用者代表委員

池田 健

川口 剛史

水野 透



令和 7 年 8 月 19 日

滋賀地方最低賃金審議会

会長 木 下 康 代 殿

滋賀地方最低賃金審議会

特別検討小委員会

委員長 木 下 康 代

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・
黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無
について（報告）

当小委員会は、令和 7 年 8 月 8 日滋賀地方最低賃金審議会において付託され
た標記について、慎重に審議した結果、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製
品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金について改正決定する
ことを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

片山 聡

木下 康代

松田 有加

労働者代表委員

相澤 三千代

榎並 典朗

大西 省三

使用者代表委員

池田 健

川口 剛史

水野 透



令和 7 年 8 月 19 日

滋賀地方最低賃金審議会

会長 木下康代 殿

滋賀地方最低賃金審議会

特別検討小委員会

委員長 木下康代

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造
業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 7 年 8 月 8 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

片山 聡

木下 康代

松田 有加

労働者代表委員

相澤 三千代

榎並 典朗

大西 省三

使用者代表委員

池田 健

川口 剛史

水野 透



令和 7 年 8 月 19 日

滋賀地方最低賃金審議会

会長 木下 康代 殿

滋賀地方最低賃金審議会

特別検討小委員会

委員長 木下 康代

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(報告)

当小委員会は、令和 7 年 8 月 8 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

片山 聡

木下 康代

松田 有加

労働者代表委員

相澤 三千代

榎並 典朗

大西 省三

使用者代表委員

池田 健

川口 剛史

水野 透



令和 7 年 8 月 19 日

滋賀地方最低賃金審議会

会長 木下康代 殿

滋賀地方最低賃金審議会

特別検討小委員会

委員長 木下康代

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の
有無について（報告）

当小委員会は、令和 7 年 8 月 8 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

片山 聡

木下 康代

松田 有加

労働者代表委員

相澤 三千代

榎並 典朗

大西 省三

使用者代表委員

池田 健

川口 剛史

水野 透



令和 7 年 8 月 19 日

滋賀地方最低賃金審議会

会長 木 下 康 代 殿

滋賀地方最低賃金審議会

特別検討小委員会

委員長 木 下 康 代

滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 7 年 8 月 8 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県各種商品小売業最低賃金について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

片山 聡

木下 康代

松田 有加

労働者代表委員

相澤 三千代

榎並 典朗

大西 省三

使用者代表委員

池田 健

川口 剛史

水野 透